

平成27年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年12月10日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	12月16日 午前10時00分		
	延 会	12月16日 午後4時29分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	1	與 儀 常 次	2	上 原 祐 希
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	経 済 課 長	島 袋 輝 也
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福 祉 保 健 課 長	仲 村 美 奈 子
	総 務 課 長	小那覇 安 隆	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	企画財政課補佐兼財政係長	金 城 寛 樹
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

## 平成27年第4回今帰仁村議会定例会

### 議事日程第4号

平成27年12月16日（水曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第52号	今帰仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	質 疑
2	議案第53号	今帰仁村行政手続条例の一部を改正する条例について	質 疑
3	議案第54号	今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について	質 疑
4	議案第55号	今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例について	質 疑
5	議案第56号	今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例の一部を改正する条例について	質 疑
6	議案第57号	平成27年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について	質 疑
7	議案第58号	平成27年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について	質 疑
8	議案第59号	平成27年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について	質 疑
9	議案第60号	平成27年度今帰仁村簡易水道事業会計第2号補正予算について	質 疑

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1。「議案第52号 今帰仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 おはようございます。議案第52号、いわゆるマイナンバー制度について質疑いたします。先日、全協でも説明があったんですが、このマイナンバー制度についてお年寄りへの詐欺事件とかの未然防止、そういったことに対する対応ですね。どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいま3番與那嶺議員の質疑についてご説明します。

お年寄りの詐欺防止ということでもありますけれども、それについては10月から11月にかけて、各字公民館を回って、詐欺について具体的な、詐欺こういうことがあったよとか、そういう情報は提供しております。一番肝心なのは、マイナンバーによって口座番号を聞くとか、金銭の授受はございませんのでということです。その辺は注意していただきたいということで、新しい制度ができたことによって、お年寄りを含め、不安にかられるということがあると思いますので、その辺は冷静に対応して、何かありましたらコールセンター、または役場に電話するよということ周知をしてきたところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 住民説明会のときにやられたということなんですけれども、住民説明会でも全部の方が参加しているわけではございませんので、なかなか浸透は難しいのかなという感じは受けております。そこで私、提案と言いますか、この前、各種団体のスポーツ大会が行われて、表彰式のときに本部署の各課長が見えていたんですけれども、地域課長とたまたまこのお話をする機会があって、地域課長が寸劇をやっている。NHKでも、この模様がニュースになったぐらい、クオリティーの高い寸劇をしているということで、ぜひ未然防止の寸劇をお年寄り、各字の公民館を回りたいぐらいの気持ちがあるようで、これも総務課長のほうから打診して、各字とまではちょっと厳しいのかもわかりませんが、村内のお年寄りをできるだけ多くのお年寄りを集めて、このような寸劇で中身のわかるような、それもチラシとか、口頭だけではなかなか理解が深まらないのかなという感じはありますので、こういった劇とかで紹介していただければなというふうに思っていますが、そういうお考えも検討できるのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑について説明します。

ただいまの提案について、初めて聞いたような情報でございまして、それについては老人会の集会等々がございまして、福祉保健課含めて、検討をしていきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 議案第52号 今帰仁村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、これは今、

字での説明とか、またお年寄りとかにやるというお話でしたけれども、これは特に心配しているお年寄りですね、そういう不安を取り除くために、それからまた一般、子供からお年寄りを含めて、具体的にだまされたり、詐欺に遭ったりすることがないようにするために、例えばチラシとか、広報紙とか、あるいは今帰仁村のホームページとか、あるいは別の形とか、そういう対策について具体的な計画についてお伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの6番議員のご質疑についてご説明いたします。

確かにご指摘のとおり、お年寄りに対する事件・事故の未然防止というのは大切であろうかと思えます。村としましては、実際やっておりますのは広報での注意喚起、ホームページ等をやっております。さらなる広報活動ですね、広報とか、そういうものが必要であるのか。先ほど提案がありましたので、その辺も加味しながら検討をしていきたいと思えます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時06分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時07分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 これは広報のし過ぎということはないと思えますので、ぜひ広報紙、それからホームページ、チラシとか、これ一回すれば全て理解し、あるいはその対策が十分できるということでもないと思えます。というのは、テレビ、新聞等で盛んに報道されているけれども、だます人がいて、だまされる方がいるという状況が続いていますので、今後もこれについて取り組みをしていただきたいと思えます。これは参考にですけども、本部署による振り込み詐欺についての寸劇を私も直接見まして、とってもわかりやすく、それからまた演技が上手で、それからお年寄りがとても理解しやすいという状況がありましたので、ちょっと重複するかもしれませんが、その点、先ほどもありましたけれども、ぜひ取り上げて警察と協力して、どこでもやりますとおっしゃっていましたので、やっていただきたいと思えます。以上、終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 議案第52号について、お伺いします。

これは全員がマイナンバーカードをつくらないといけないのか。それともつらくなくていいのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの8番議員のご質疑についてお答えします。

マイナンバーカードの作成については任意でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第2. 「議案第53号 今帰仁村行政手続条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第3. 「議案第54号 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 議案第54号 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の中で、地方税法の一部を改正する法律、平成27年法律第2号の改正により、徴収の猶予制度等に関する規定の追加を行うとともに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令、平成27年総務省省令第85号が、平成27年9月30日に公布されたことに伴い、今帰仁村税条例等の一部を改正する条例、平成27年条例第24号についての所要の規定の整備を行う必要があるため、この議案を提出しますとなっていますけれども、この猶予制度の内容、どういう形の猶予の形になるか、かいつまんで簡潔にご説明をお伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいま6番吉田議員の質疑についてご説明します。

今帰仁村条例等の一部を改正する条例の概要ということなんですけれども、この条例の中にあります8条ですね。これにつきましては徴収の猶予関係ですね。分割納付の方法等、それから納付期限、納付金額の申請者の通知などを定めるものとなっております。9条関係につきましては、徴収猶予の手続の関係について、申請に記載すべき事項及び添付すべき書類、申請書の訂正等を行うべき期間などを定めるものとなっております。第11条につきましては、職権による換価の猶予関係について分割、納付の方法と猶予を行うおとす際に滞納者に提出することができる書類などを定めるものとなっております。12条関係につきましては、申請による換価の猶予関係について、分割納付の方法等、申請が可能な期間、申請に記載すべき事項及び添付すべき書類、申請書の訂正等を行うべき期間などを定めるものとなっております。第13条関係につきましては、担保を徴する必要がある場合について、猶予に係る金額及び期間などを定めるものとなっております。猶予に係る金額は50万円以下、猶予期間が6月以内であれば担保を徴することができない特別な理由がある場合を定めているものとなっております。その条例の改正の中の第2条の改正につきましては、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成27年9月30日に公布されたことに伴う、所要の改正となっております。主な改正点は、納税通知書、納付書及び納入書には個人番号及び法人番号、当面記載しないこととなったため、納付書及び納入書に法人番号等を記載する旨、改正した条例等を削除するものとなっております。それに伴い、削除した条項に記載されていた法人番号の根拠法令等を関係条項に加えるなど、必要な改正を行うものとなっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 13条に猶予に係る金額が50万円以下である場合ということでありましてけれども、これについては例えば1期についてなのか、あるいは年額についてなのか、あるいは未納全額についてなのか。例えば大きい企業とかで100万円の未納があった場合、この担保をとる場合ということでありましてけれども、40万円とかの場合は担保は要らないということですよ。例えば50万円以上の担保をとる場合の具体的な物件と言いますか、預金とかも含まれるのか。それとも給料とか含まれるのか、あるいは土地、建物なのか。その具体的に決まっているのかどうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時19分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時20分)

田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君 ただいまの質疑について説明いたします。

現段階で判断しているところは、例えば、その猶予を受ける方が担保をとる場合は保証人とか、そういったものを想定しているところがございます。また、土地とかそういったのも担保に入ってくると想定されます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時21分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時21分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 保証人を立てれば特別な担保物件がなくてもできるということで、これについてはなかなか経済情勢が厳しい中で、猶予を必要とする方々もいますので、とても時宜にかなったいい条例の提案だと思っております。適切な運用で住民が困らないように対応を願っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第4. 「議案第55号 今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第55号 今帰仁村公の施設の管理に関する条例の基本条例の一部を改正する条例について、提案理由が、古宇利ふれあい広場シャワー使用料について、指定管理者の収入とすることができる規定を設けるため、この議案を提出しますとありますけれども、次のページも別表を読んで、ふれあい広場のシャワー1回につき100円以下云々ありますけれども、指定管理者は管理は古宇利だけではなくて、乙羽岳、また城跡等いろいろあると思えますけれども、なぜ古宇利だけなのか。乙羽岳も収入があると思えますので、こういうことについて説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

なぜ古宇利だけなのかということでございますけれども、今年度中に古宇利の公の施設の指定管理の、12月いっぱいでの募集を始めております。3月までに管理者を決める運びとなっております、その間で古宇利のシャワー料金のほうが、使用料については村が徴収する場合については使用料となります。あと公の施設を指定管理者が自主事業として収入とすることにつきましては利用料となりますので、その辺の利用料の設定の条項、今帰仁の公の施設の基本条例の中に、その条文がなかったので、1条を追加して、公の施設の指定管理者の自主事業としても収納できるようにしております。あと、なぜ古宇利だけなのかということでございますけれども、乙羽岳の指定管理につきましてはバンガロー等の利用料につきましては、指定管理者の自主収入とすることになっております。あと城跡の指定管理等につきましては、

ちょっと教育委員会との調整がありますし、また次期、指定管理の指定の募集等につきましても、ちょっとずれがありますので、今回は古宇利のふれあい広場の指定管理についての提案にさせていただきました。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 ただいま課長の説明で把握しました。古宇利と乙羽岳は収入が管理者の収入としてできるということで理解してよろしいですか。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について説明いたします。

乙羽岳につきましては、既に個別条例等の中において、利用料を設定して指定管理者の収入とすることができるということになっております。あと古宇利のふれあい広場につきましては、公の施設の中で城跡の交流センターを含めて、一括で使用料のみの規定しかなくて、今回の1条追加によって、指定管理者の収入とするための変更です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 議案第55号について質疑いたします。

条例の中に利用料金と書いてあるのですが、村長が適当と認めるときはとあるのですが、この適当というのは、どういったときなのか。それと100円以下という曖昧な、以下というのは100円でもいいし、1円でもいいということだと思っておりますが、その曖昧な数字の根拠。それと再来年、平成29年4月1日から施行というふうになっているのですが、何でその日なのか。なぜ、現在すぐにできないのか。その収入金額が、これは指定管理者が決めるのですかね。なぜ、村が独自で指定しないのか、金額の設定をしないのか。年間シャワー料を100円とっていると思うんですが、年間幾ら、年度年度で総額、直近で3年ぐらいの収入額がわかれば説明を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時28分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時29分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 9番山城議員の質疑について説明いたします。

村長が適当と認めるときは、別表4の区分の欄に掲げる公の施設について、指定管理者のその管理する公の施設の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができると。適当と言うのは、適正な範囲で、今使用料の規定が100円でやっております。村の使用料としてもらっているお金はですね、100円で規定されておりますので、ちょっと質疑の順番少し変わりますけれども、適当については村と指定管理を受ける側と協議の上で定めると。今使用料が100円ですので100円以下と、100円から使用料以上に上回ることはできませんよという形での規定になっております。

あと、なぜ、平成29年4月1日かということでございますけれども、ことし12月いっぱい、28日までに指定管理者を希望する方々が2社来ているのですが、平成28年度で締めた段階で、1月に業者に説明を行わなければいけませんので、3月までの指定管理者の指定について、今後この利用料金が指定管理者の収入とすることができるとしておりますので、指定管理者がそれを受けてやるのか。それとも従来どおり

使用料としてそのまま行くのか。その辺は指定管理者のほうと今後協議をしながらやっていきたいと。

また、管理委託の方法としましても、今シャワーの使用料につきましては、村のほうに指定管理者が徴収して届けてもらって、今婦仁の出納のほうで出納管理をしているわけですが、あと委託管理料として、村から指定管理者のほうに60万円の委託料も払っている中で、その辺の委託のあり方を含めて、今後検討をしていくために、シャワー室の利用等につきまして、指定管理者の自主事業としての運営ができる可能性を持たせたという内容での今回の改正です。あと、平成29年4月1日につきましては、平成29年4月1日からしか新しい指定管理者が決まりませんので、そういうふうに条例の施行については定めております。

あと、年間の収入につきましては3年分ということでございますけれども、ちょっと2カ年分の資料しか持っていませんので、その中で説明をしたいと思います。平成26年度が195万400円、平成25年度が221万6,000円がシャワーの利用料金ということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時33分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時36分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 村長が適当と認めるときといった場合は何かといったら金銭的なことをおっしゃっているのですが、適当ということは金額の問題なのか。それと第8条の2の最後の部分で、ことができるというところがあるんですが、できない場合もあるわけですよね、その言葉で。できない場合は収入にできない場合はどういった場合なのか。それと平成29年4月1日からなんなんですが、再度聞きますが、なぜ、現指定管理者にはそういった収入になるような、現在から施行できないのか。全てにおいて平成29年4月1日から新しい指定管理者との協議の中とか、そういうのもおっしゃっているのですが、現指定管理者とはそういった合議とか、そういった調整というのはなぜなされないのか。その辺の答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について説明いたします。

村長が適当と認めるときにつきましては、金銭というものではなくて、村長が利用料金として自主収入として勘案できるように、その範囲内での適当という考え方であります。金銭の100円が適当という話ではなくて、自主事業として運営できるかどうかの判断をするのがいいのか、というものを判断するための適当という文言を使っております。あと、指定管理者が利用料、収入としてできない場合につきましては現行どおりの村の使用料としての取り扱いでやっていくと。今現行使用料として村の収入に入れておりますので、そのほうに行くと。委託のあり方についてさまざまな協議をしていかなければなりませんので、今回12月いっぱい新しい募集業者を募りまして、その辺の今後の指定管理のあり方について、いろいろ行政内部のほうで詰めていかなければいけませんので、今回募集に当たって、説明に当たっての根拠として、今回の議会での利用料金を指定管理者の収入とすることができるというふうに、今回で改正していきたいというふうに考えているところです。あと、平成29年4月1日というのは新しい指定管理者との中身になりますので、それで平成29年4月1日という形になっております。あと、この内容につきまして現管理をされている指定管理者との協議はあったのかどうかということなんですけど、まだ、その辺につきまし



ては説明をしておりません。今後、議会で条例が制定、一部改正する条例が制定されたときには、その辺の説明を今後やっていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時39分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時41分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 答弁漏れがあったようですので。

収受されることができないということの理由につきましては…、新しい指定管理が平成29年4月1日からの契約の改定になりますので、新しい指定管理のあり方について、全般を今後見直していきたいという考えのもとでの条例の提案です。今修繕費等の定めがなくて、どの範囲から指定管理の責任のもとで修繕をするという規定がないものですから、細かなものまで村の修繕費ということが委託管理をさせる関係上、その施設管理等を含めてですね、全体的な見直しをしていこうと。その調整の意味で今回で条例の一部改正をしまして、今後、1月から新しく参入したいという業者の皆さんに説明をしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 再度質疑しますが、もう少しはっきりした明確な文書、金額も提示やっただけでないでしょうか。1番目の適当と認めるときとか、そういったのをなくして、最初から認めて、ただし書きでできない場合もあるような内容とか、もう一度この文書を練り直す気持ちはないのか。金額を含めてですね、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について説明いたします。

金額につきましては、現行の使用料100円ですので、それ以上を上回るとかということではできません。それで100円を含んで、以下にするか、やって利用料金を徴収するかどうかは指定管理を受ける側との調整になります。3項に基づいて調整していくということになります。

あと、文言については乙羽岳等の指定管理等を含めて、適当と認めたことの条文は入っていないんですけれども、244条2の8項の規定に基づいて、規定がありますので利用料金を定める場合は、指定管理者の収入とすることができると。それが根拠ですね、今回の条例の提案をさせていただいているところです。

文言の修正につきましてはの質疑ですけれども、全体の条例を一部改正する趣旨については、その文案でも問題はないと理解しておりますので、そのままの形で提案させていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの9番 山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 この利用料金、指定管理者が定めるものとあるんですよね。これ収入のことですよ。8条の2の2、前項の場合における利用料金は別表第4に定める基準に従って、指定管理者が定めるものとするとあるのですが、これも何かいまいち腑に落ちないのですが。向こう有利な感じがして、これは建物自体は村の公のものですよ。料金とかも行政が定めるべきではないのかなと思うのですが。どのようにお考えなのか。最後、答弁を求めます。そして、ぜひもっとはっきりと明確なあやふやな文言では

なく、きっちりとした文言修正を次回から求めていきます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時46分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時47分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 9番山城議員のただいまの質疑について説明いたします。

8条2の2項の基準に従ってということなんですけれども、使用料の基準が現行100円で使用料をとっております。それ以上を上回るとは住民サービスの観点から上回るとはできないと。利用料金については、100円を上回らない範囲で、100円以下であれば村長と協議して、承認を得てやるということになります。利用料金の設定につきましては、自治法上の中でも244条の2第9項にもありますので、それに基づいて村長の承認を受けなければならないという規定もありますので、そのように設定しているところがあります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 議案第55号についてですけれども、これは平成29年4月1日からとなってますよね、次の指定管理者は。しかし、関連するんですけれども、指定管理の募集は今月中旬ぐらいしか来ていないわけですよね。これは1年も前からやるのに、そして料金も100円以下、指定管理者に全部あげるんだったら、修理も全部向こうがするわけですか、指定管理者が、一切合切。それと料金100円、今何分間で100円なのか。100円以下だったら時間も短縮しないとできないと思うんです。シャワーから出る水の量はですね。これについて答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいま8番與那嶺議員の質疑について説明いたします。

なぜ、平成29年4月1日からなのかという点と、あと今月いっぱいでの募集ということでもありますけれども、現指定管理と、その先の指定管理の関係で、引き継ぎの関係で課題があったと。その観点から1年前に、同じ方であればそのまま問題はないんですけれども、新しい方の場合については棚卸しであるとか、さまざまな業者間との調整もあり得るという考えのもと、12月いっぱい募集して、1月、2月に業者を選定して、その契約については3月議会での上程で議会の承認を得ていくスケジュールということになっております。あと、シャワーの利用できる時間につきましては100円で1分30秒です。90秒ですね。途中ストップすることも可能です。ということでの設定です。あと、利用料金を100円以下にするのであれば時間も短くしなければいけないのではないかとこの質疑ですけれども、その辺については利用料金に定めた場合について、新しい指定管理者が決まった段階で、その指定管理者と村長との協議の上で決める話ですので、ということになっております。

もし、シャワーの利用料金に関して、管理者の収入とすることのできるのであれば、指定管理者について全面的に維持管理を担わせるという質疑でございますけれども、その辺を含めて、今回一部改正が、条例が制定されたときには今回12月いっぱい募集している業者の皆さんに説明をして、その前に行政内部のほうで指定管理のあり方について、ちゃんと仕様書をつくりまして、業者に説明をしていきたいというふうを考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時52分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時53分)

8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 検討ではないんですよ。この料金を全部あげるんだから、料金全部あげた以上は、修理も全部向こうが負担しないとイケないのではないですか。じゃあ修理はこっちでやりましょう。料金がお宅がもらってください。検討する必要ないですよ、これは。向こうがやるのが当たり前ではないですか。ちょっとこの募集、12月の広報紙、私たちが見たのは、まだ1週間ぐらいしかないわけですよ。それが28日にもう締め切りですよ。もっとやりたい人もいます。さっき誰かが言ったように、ほかの地域からもやりたい人もいられるかもしれないし、こんなちっぽけな広報紙掲載だと見切れないですよ、誰も。これは修理は検討ではなくて、いわゆるさせるか、させないかですよ。検討は誰がもできますよ。全部あげる以上は修理も全部させるのが当たり前ではないですか。そうではないですか。水道もメーターまでは村がやって、メーター内で漏水なんかしたら個人持ちですよ。こういったのと同じですよ、これは。そうではないですか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの8番與那嶺議員の質疑について説明いたします。

利用料金を指定管理者の自主収入とする場合におきましては、議員質疑の内容も検討も含めて、指定管理の現行の見直しをしながら、あり方について庁内の仕様書をつくりまして、28日までの募集期間ですが、やりたいという方々に説明をしていくためのものを少し庁内でも確認して、その辺を含めて検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時55分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時57分)

8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 答弁は平行線をたどるかも知れませんが、公共の施設も同じと思うんです。役場内だったら村の管理だから村が直すんですけども。施設内はシャワー代も全部あげるんですから、水代はメーターで回せばわかるからとれるけど、漏水した場合は指定管理者がやるべきなんですよ。私はそう思いますけれども。検討ではなくて、やりますと言ってください。じゃあ、一般住民はどう言いますか。漏れてわからなくて、水道課が急に上がったなと思って調べて、漏水しているのではないかと調べてたら漏水していた。その分、補助しますか。自腹でしょう、これ全部。そうなれば、これも指定管理者にあげるんですから、指定管理者が修理も全部やるべきだと思うんです。これ文言も特別ではなくて、させますと言わなければいけないと思うんです。村のだからといって、漏水した、じゃあ、村が直しましょう。シャワーの使用料はもらってください。これ誰が税金出していますか。村民がでしょう。村民が何で負担しなければいけないのですか。指定管理者がやるべきですよ、それは。そうだと思いますよ。やるか、やらないかです。検討しますはもういいですよ。やりますと言ってくださいよ。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの8番與那嶺議員の質疑について説明いたします。

議員が質疑されております利用料金につきまして、指定管理者の収入になった場合につきましては、議員指摘のとおりものを検討の中に入れて、施設全体の総合的な維持管理等のあり方を含めて、検討をさせていただきたいというふうに考えているところです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時00分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時07分)

ただいまの8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 私が言うのは、この条例が決まれば、今施設管理に60万円あげていますよね。それプラス、去年の例から見て216万円、プラス60万円で270万円、ただあげていることになるわけですよ。これはシャワー代だけだから、今までの管理代も入っていないでしょう、これには。そうでしょう。何で財政もない今帰仁村が270万円もあげないといけないのですか、向こうに。そうなるわけでしょう。これがきょう決まれば、こんなばかげたことはないですよ。これまた募集も12月28日に締め切りでしょう。これを考えたらやりたい人たくさんいますよ。法人設立をして。それも、もうあと何週間でしょう。普通だったら半年間ぐらい待って、募集を待つのが常識ではないですか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時09分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時23分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 8番議員の質疑についてお答えします。

利用料金を含めて、委託料金を含めて、260万円ほどのお金が指定管理者のほうにいくのではないかとこの内容についての質疑ですけれども、今の提案の条例で議論しておりますのは、シャワーの利用料金について指定管理者の収入とすることができる。あと1つは、8条、現行生きております使用料につきましては、現行どおりです。2つの考え方ですね、今検討をしているところです。あとはこの提案のもう1つの考え方としましては、今100円単位のお金の200万円近くのお金ですね、その公金の扱いについても非常に危惧されている面もありますので、その辺と、あとは協定書で交わっている60万円の委託料を含めて、今後の施設全体の維持管理のあり方について、今後指定管理者と協議を持っていくための、根拠となる条例の改定でございますので、そういうことでご理解よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 議案第55号について質疑いたします。

提案理由においては、指定管理者の収入とすることができる規定を設けるために、この議案を提出するということですが、今、同僚議員からもるる質疑があつて、全く私も含めて、余り明確な答弁が得られていないような気がしてならないわけです。まず、この条例の制定のあり方なんですけれども、先ほど8番議員からもありましたけれども、指定管理者における周知のあり方ですね。広報にも今月の28日までという、広報にも載せてありましたけれども、いわゆるこの条例と両論併記にして、これから例えば新しい指定管理者とのインフラ整備に入っていくということは、いささか私は疑問を感じてならないです。やるのであれば条例も先に制定をして、そういう内容でもって募集をかけるというのが筋ではないのかな

と思うんです。管理者を指定して、しかも平成29年4月1日からの施行ということでありましてけれども、その辺が全く見えてこないわけですね、核が。ですから混乱の本会議になっているのではないですか。本来、募集周知のあり方はあらかじめ二、三カ月前から、そういう募集をかけるというのが本来、載せたんですか。10月、11月の広報に。年の瀬も迫って、28日までという周知のあり方は余り聞いたこともないですし、この前の消防の広報の周知のあり方も全く生かされていないのではないですか。これは一律、前にも言いましたけれども、班長によってはかなりおくれが出てくる地域も出てくるわけですね。募集にかける内容というのが法人である、団体であるとかいろいろ縛りがあると思うんですけれども。これで公正、公平が保たれているかというのも非常に村民から疑問を呈する声がありますよ。明日、明後日、法人化できるはずがないですから。まず、平成29年4月1日の施行に当たって、この周知のあり方。それと指定管理者が収入することができることをベースにしていかないと、それを今から指定管理を指定して、年を開けて3月ごろ、そこから協議に入っていくというのは、これはちょっと理解ができない。指定管理の行政運営に当たってですね。その辺、瑕疵がなかったのかどうか。現時点にですね、これだけ疑問が出ているわけですから、全く瑕疵がないのか、このあり方ですね。その辺明確な答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの10番久田議員の質疑について説明いたします。

募集のあり方につきまして、12月の広報に掲載しています。確かに短いというものもありますし、地域によってはおくれるところもあり得るということも確かにあろうかと思えます。ただ、今その時期に、1年も前に、なぜ募集をしてやるかということにつきましては、さきの5年前の指定管理の新たな選定のときに、ちょっと短すぎるということでちょっと混乱がありましたので、その辺の意味で10月に募集しまして、1月で、村内を含めて、まず希望する皆さんに、その面を含めて業務内容等の説明をしまして、あと指定管理を受ける側のプレゼン等の後で指定をやっていくという形であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時30分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時30分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 瑕疵については、周知期間が短いということが瑕疵に当たるのであれば、その長さにあるのかどうか。今のところ前回同様の手順を踏んでやっておりますので、担当部署としましては、その範囲での広報等を行ったということです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 今課長の答弁でも明確に瑕疵はなかったと。言葉に力がないですね。周知の地域格差というのは否めないと思うんです。しからば、なおさら9月、10月ごろには周知をかける。これは行政としての責任ではないですか。今後、指定管理のあり方、問われますよ。だから従前の全く経験が生かされていない。もう明白ではないですか。まだ見ていないという村民もいると思いますよ。消防であれだけ採用の問題で議論を交わして、しっかり今後生かしていくという理事者側のお言葉が、全く今回生かされていない。

例えばこの上程のあり方、非常に疑義を感じますけれども、内容については理解はできますよ。しっか

りこれは今後の指定管理者においては自主運営に当たらせたいというのが、これは確信部分ではないですか。そういうところを明確に整備をして、これインフラ整備ですよ。そういうところから募集をかけていくのが筋ではないですか。これでほんとに公正、公平な募集、周知、全然私は保たれているような状況下にはないと思います。全くもって混乱を招くようなやり方ではないですか。現に混乱を招いているのではないですか。今、指定管理として60万円、村から出しているわけですよ。それも明確に含めて、今後の施設利用料金も含めた中で、今後の指定管理のあり方を明確に、明確化してから募集をかけるのが私は筋ではないかなと思うんです。

期間が、いわゆる1年前に必要というのであれば周知のあり方、どうしても私は9月、10月ごろには一度、広報には載せるべき。あるいは、あらゆる媒体を使って、しっかり公正、公平を保つような行政の運営のあり方は、これは問われると思います。自信をもって言えますか。全くぼやけて核が見えないからそういうことになるのではないですか。両論併記というのにはあり得ないですよ。行政運営のあり方では。しっかりベースとなる、契約内容も大分変わってくると思いますよ、そういう中においては。参画したかったと、まるごと200何十万円もあげるといふあり方では参画したいという方々も多々出てくると思います。常に行政サービスはフェアではないですか。これはもう瑕疵が全くなかったと。答弁で力を込めて言えるような状況ではないと思いますけれども、再度、その辺答弁を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 10番久田議員の質疑について説明いたします。

広報の期間につきましては、ホームページ等でも掲載はしております。ただ、期間については短いのかどうか、周知のぐあいが現時点で2業者ですね、来られているのは、2業者が来ております。あと、今回の条例の一部改正の制定につきましては、先ほども答弁しましたけれども、今回条例を整備しまして申し込み業者に事業内容等の説明をするための根拠となる形での整備をしていきたいということでの、今回の条例の提案ですので、その辺ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時36分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時41分)

10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 まず、この上程のあり方ですね。全く理解ができないというのが休憩中に言いましたけれども、まずはやっぱり骨子をつくって、契約内容もしっかりした案を持って青写真を持って募集に踏み切るのが、これは道筋ではないのかなという点と。もう課長もみずから地域格差はお認めになっています。募集期間が短いということで、ほんとにこれ行政サービス、一番大事な公正、公平が保たれているかという点ですね。ですから、自主運営事業に導くのであれば、しっかりこれは契約内容も、しっかりした内容も持っておかないと、非常に募集される参画されたいという方も全く変わってくると思いますよ、内容が。そうではないですか。今からこの60万円の行く末をどうするかということを検討して、協議して、ある程度の青写真はつくっておかないと、全く指定管理の意味をなさないのではないですか。本来の目的とされる指定管理者のあり方ですね。もう、しっかり60万円の、非常に財政が厳しい厳しいと言いつつ、こういう募集のあり方というのは、私は到底村民の理解は得られないと。大変厳しいかもしれません

けれども、これは少し見直す条例の上程ですね。何も3月からでも遅くはない。これは応募する参画される方々も非常に関心があると思いますよ。60万円の行く末がですね。さらにふえるかもしれません。やっぱりそういうところはしっかり見える形で、根拠が全く見えない中で、そういう募集のあり方というのは、今後私は禍根を残すのではないかなというふうに思っております。その辺ですね、もう全く地域格差も認めて、募集期間が非常に短い、そういう中で契約内容も曖昧、自信をもってこれを上程されるおつもりなんでしょうか、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時45分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時45分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 10番久田議員の質疑について説明いたします。

周知期間が短いという指摘につきましては、そのような意見もあるということを知りましたので、その辺ちょっと1月中旬あたりまで延長可能かどうか、ちょっと事務担当のほうに調整して、可能な限り期間を延ばしていくように検討させていただきたいと思っております。

あと、今回の上程の、なぜ12月議会でなければならないのかにつきましては、先ほどからも説明してまいるとおり、今回の条例改定を踏まえて、説明する根拠となり得る条例になりますので、3月ではちょっと時間的に厳しいのかなというふうに考えております。3月には指定管理者を決めて、新しい指定管理者の指定をする議会になりますので、その中でまた、その使用料云々の話については非常に日程的に厳しいものがあるかと考えております。と言いますのも、もし同じ方であれば問題はないんですけれども、新しい方の場合については1年間の棚卸しというか、引き継ぎの期間が必要だということで、1年前に指定管理者を定めるようになっておりますので、そのような手続で今進めているところです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時46分)

午 後

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時01分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 10番久田議員の質疑について説明いたします。

広報の周知の期間については、1月いっぱいまで延長するというようにしております。あと、広報の方法としましては村広報、それから区長会、それからホームページでの周知を図っていききたいというふうに考えております。あと、さきの12月号の広報にありました広報のあり方について、一部修正を加えまして、ふれあい広場、パーゴラ一体の指定管理ということでのものを明確にしていきたいと。一部食堂部門の管理だけではないかととられる節もありましたので、その辺の改善を図っていききたいというふうに考えております。あとは指定に当たってのスケジュールとしましては、1月いっぱいまで指定管理希望者を募り、その方々に2月上旬で説明会をし、3月上旬で指定管理をどのようにやっていきたいというプレゼンをしていただき、それを採点して、平成28年度、早い議会のほうで議会に提示して、正式に指定管理を決定していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時03分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時11分)

ただいまの10番 久田浩也議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。10番久田浩也議員。

○ 10番 久田浩也君 先ほど来、るる答弁をいただいて、なかなか平行線のままのところ、解釈の問題だと思うんですけども。やはりそういう一部条例改正だと、新しい条例の提案のときには、しっかりこれは丁寧な説明、そして何よりも根本にあるのが、今回の広報周知のあり方に一番大きな問題があると思います。

この指定管理者のそもそもの原点というのは、自主運営が一番目指すべき、財源の支出を抑えて、自主運営に持っていくのが最大の目的であると私は認識をしているところでありますけれども、そういう中で、この条例の必要性が非常に重要であれば、全員協議会の中でも申し上げましたけれども、こういう軽々な答弁のあり方はないと思うんです。とても理解に苦しむのは手を挙げさせておいて、これから選択肢を絞っていくという答弁というのはあり得ないわけで、こんなに軽々しい一部条例の改正なんて、もし重要性があれば私は今回取り下げをして、もっと重要性をみい出して、1月に提案ということでも、何も一月おくれたから支障が出るということには私は全く感じないわけでありまして、そういうふうな中で、私は今回的一部条例改正の提案というのは、非常になじまないような、実務的にですね。ある意味、両論併記で従前の条例もいたしながら、今回この新しい条例と、指定管理者の中で選択肢を決めていくと。非常に曖昧でおぼろげで、見えてこないというところがあって、やっぱり一部条例改正をするからにはそういう骨子というのはしっかり立てるべきであって、そういう中で事業計画を立てていって、提出という形を私はとるべきだというふうに思っておりますけれども、やはり1月には期間の延長、応募の期間延長という答弁もありましたので、そういう中でしっかり骨子が明確に出てこられるのかどうか。そういうところをしっかりと答弁の中で活字として残してもらいたいというふうに思っています。ぜひ、そこのほうの答弁ですね、明確な答弁を求めて質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの10番久田議員の質疑について説明いたします。

1月までに募集を希望者を募りまして、その後、希望者の説明会に折には、しっかりとした仕様書をつくりまして、それに基づいて企画提案書を提出いただけるように周知をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後3時16分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時49分)

ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 議案第55号について質疑いたします。

もしという答弁を求めるのも恐縮ですが、仮に、この条例が通った場合、広報1月号に載せると、さっき課長からの説明がありましたので。大まかな骨子と言いますか、そういうのも一緒に載せることができるのかできないのか。説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。



○ 経済課長 島袋輝也君 ただいま3番與那嶺議員の質疑についてお答えします。

今、一部改正条例に基づく資料につきましては、指定管理を希望する方々の説明会において仕様書として、その仕様書に基づいて指定管理にこうやっていくんだという形、提案型の形で公募をしますので、その中で示していくという考え方であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 ということは、広報紙に掲載できると理解してよろしいですか。と言いますのは、先ほどから同僚議員も話されているように、ある程度の骨子を出したほうがいいのではないかという話もありますので、広報紙にある程度の、大まかな方針と言いますか、骨子と言いますか、こういった中身も少し載せるべきではないのかなと考えています。再度、説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 3番與那嶺議員の質疑について説明いたします。

今回、一部改正条例、8条にかかわる関係ですね。8条の次に8条の2を追加する条文を含めて、8条にかかわる分につきましては、現行の使用料を村が徴収するという形になります。あと8条の2において、指定管理者が徴収する場合は利用料金を設定しなければいけませんので、その利用料金の設定については、その取り扱いについて検討するよにということの範囲については、広報できるのかなと思います。その辺の詳しい内容につきましては、説明会の折にしっかり説明をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 今の説明で大体納得いたしました。要は今ある現行の条例と、今上程されている条例、両方を載せないと村民と言いますか、応募しようという人もなかなかふえてこないと思うし、何もわからないで手を挙げなかった。応募しなかった。そういうことにはならないようにしないと、先ほどから同僚議員が話しているように公平が保たれないと私は思いますので、ぜひ、詳しい説明は載せないにしても、大まかな説明ですね、広報紙の。これだけはぜひともやっていただきたいなと思っています。それについて再度、説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 3番與那嶺議員の質疑について説明します。

8条については使用料の規定等ありますので、あと8条の2で利用料金を指定管理者の収入とすることができると。その旨の内容があるという形でのものは広報に掲載可能かと考えますので、その辺ですね、どのような文言でいいのか、少し検討をさせていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 議案第55号について質疑をいたします。

現在60万円の今帰仁村からの支出をされていますよね。これが100円以内ということで、この金額を指定して、シャワー料をいただくという形になる場合に、大ざっぱに言って200万円、今現在のあれで。これは今後もっとふえていくと予想していますが、200万円近くのお金が業者にそっくり利益になっていくわけですね。そうすると今財政が大変厳しいということは、当局常々おっしゃっているわけですが

れども、そういう中で、この60万円が従来行ってきた方法で契約をすれば、200万円近くの今帰仁村の財政が潤うと、収入が入るということになるわけですが、その場合に、今議員からいろんな形の議論があったわけですが、この場合に例えば単純に考えても、議案第55号の条例が可決された場合は、業者としては当然こちらのほうを選びますよね、利益がありますからね。その場合に今帰仁村として、管理する中でどういうことについて具体的に、例えばシャワーの修理は業者がやるんだとか、あるいは駐車場の清掃とか今やっているんだとしたら、これは変わらないと。別の形で業者が少し人手を使って、職員を使ってでも人を雇わないでもできるような方法でもいいわけですが、具体的に業者に対して、こういうことはやっていただくようにしますので、これは皆さんがいただいてもいいですよ。今骨子の話もいろいろ出ましたけれども、具体的なそういうふうな業者に対していろいろやるべきこと、そのあたりのことについて具体性が出てきていないものだから、十分理解は得られていないと思いますので、そのあたりの具体的な業者に対して、これだけの利益が入るわけですから、それについてこういうことをやってくださいねと、その上で契約しましょうね、というふうな具体性のあるものが今持ち合わせていなければ、それについての答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 6番吉田議員の質疑について説明いたします。

協定書に基づく指定管理の委託料の60万円につきましては、月5万円の計算で広場等の維持管理等をしてもらうということを出しています。あとシャワーの利用料金については、使用料と現在なっていますので、当然使用料の場合につきましては市町村の収入としなければなりませんので、今回の条例の一部追加によって、使用料を指定管理者の収入とすることができるということで、利用料の設定をさせていただいております。その際には協定で維持管理をしているものにつきましても、収入の範囲内で60万円の作業の範囲、それからその他浄化槽の維持管理等を含めて、その利用料の範囲内で行えるかどうかについて説明をしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時58分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時04分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 今回シャワー料金のほうが60万円より多くなるというのは明確に示されていると思いますけれども、それについてシャワーの修理だとか、例えばほかのことでもよろしいですけど、業者に対して新しい義務と言いますか、それを課して、よりよい管理をしていただく。また、お客さんにも喜んでいただく。そういうふうな具体的なものを今持ち合わせているのかどうか。もし、持ち合わせていなければ、単純に業者が200何十万円いただいて、60万円は村が支払わなくていいということで、業者が単純に儲けるといふ形です。それでは村民には理解が難しいところがあるでしょうし、また、議会での議論もいろいろありましたので、そのあたりのものを考えている具体的なものがあるかどうか、改めて伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 6番吉田議員の質疑について説明いたします。

新しい考え方を持っているかということでございますけれども、今協定書に基づきまして維持管理を月5万円で、60万円で維持管理をしてもらっています。その際、使用料につきましては村の収入として指定管理者が徴収して役場のほうに納めていただいております。その辺の管理と支出と収入の相殺も含めて、今トイレットペーパーにつきましても公の施設ですので、ふれあい広場の利用者以外の方々も使っております。その辺につきまして、指定管理のほうが自主的にと言いますか、やってもらっているのですが、それについても指定管理者がかわると、また行政のほうに要求等もくることがあり得ますので、その辺のガイドラインをしっかりとしていきたいということの前提での今回の一部改正の条例になっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時06分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時07分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について説明いたします。

修繕等も含めて、全体の維持管理が、公の施設ですので、村民等が使いやすいように施設の維持を含めて、その利用料の範囲内でできるようにしていくために考えているところです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 明確な答弁がございませんけれども、ぜひですね、先ほどからもありますけれども、骨子を示していただいて、こういうことで管理をしていただきたいと。それについては、こういうことを業者としてはやっただきますよということを、できるだけ詳しく明示をして、骨子をはっきり示して、村民がも公正、公平であると。ただ単純にシャワー使用料を200万円余り、あるいはこれからもっと多くなると予想されますけれども、それをいただいて60万円は要らないですよということにやったら、じゃあ、どうしてこれがそういうことにする、利用料を業者のものにするということが明確になりませんので、改めて利用料を業者の収入にする目的は何でしょうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について説明いたします。

指定管理者のシャワーについての利用にすることができるということですので、できるという範囲の中で新たなサービスも展開、維持管理を含めて、プロポーザルの中で、その提案を含めてやっただきますので、行政がその他に維持管理も60万円払っていますので、その辺相殺を含めて、新たな提案をして、利用料を加味した形で新たなサービスを提案していただきたいということの含みでの、今回の利用料の収入とすることができるということです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの6番 吉田清尊議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 今、ある程度わかるような形ありましたが、ぜひですね、これが利用料を選ぶ、今回の条例の可決をされましたら、そのほうを選ぶのは当然なことだと思いますので、ぜひ、その利用料を多く収入が入るわけですので、何らかの形で指定管理者の方のほうで、今までのサービス、あるいは負担と言いますか、それが余り重くない形でサービスもよくなってやっていくような形の提案を皆さ

んのほうからも、これだけ収入がふえるので、今までの管理以外の形でいい提案をしてくださいということをもって、新しい方にスムーズに引き継ぎができるように要望しまして、質疑を終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 皆さんいろいろと混乱があるようで、いろいろ皆さん全協の中でもごちゃごちゃしていますが、公募期間が短いですよというところから始まった話ではありますが、今回1月30日まで公募を延ばすという中で、この公募を延ばす中で、今回の上程いただいている議案を通さないと、要は先ほど骨子、骨子と言っていますけれども、その辺のものが明確に示せないですね、村としては。その中での上程だと思うんです。その中でこれが通ったらちゃんと方向性も村として打ち出して、それは明文化いただいて、さらに先ほど3番議員からもありましたような形で、この議案の内容は、ある程度かみ砕いてわかる、伝わるような形でしっかり公表していくという方向でよろしいでしょうか。伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 2番上原議員の質疑について説明いたします。

今質疑された内容ですね、骨子につきましては今議案が成立しませんが、ちょっと仕様書等をつくる根拠がありませんので、その辺の根拠を得て、業者説明のときには仕様書を明確にして、提案をしていただくというふうになっていきます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 その辺がやっぱり不透明だった部分もあってですね、大変な混乱を招いているかなと思いますので、その辺またしっかりしていただけたらと思います。

あと、今もありましたように管理体制も含めて、議案第55号の利用料金が管理者のほうに落ちるようなシステムになれば、その辺管理体制も含めて、これからガイドラインをしっかり整備して管理していただく形に持っていくということでもありますので、その辺を含めて、ぜひしっかりやっていただけたらと思います。先ほどから出ているような、もともとある委託料として60万円支払っている部分と、この議案が上程されたものが議決されれば、8条の2項も追加されるわけですが、これは今後も両方維持していくのか。これが通れば、両方あることがある意味、何かごちゃごちゃしているのではないですが、うまく整理できないのかなと思っているので、その辺方向性として、これが通った場合には60万円の委託管理料は払わないとか、その辺は今後行政としてどのように考えているか伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 2番上原議員の質疑について説明いたします。

委託管理料としての支払いにつきましては、今後は利用料の範囲内での考え方でありまして、60万円についてはない方向で検討をしているところです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 それであれば今、全協の中でもいろいろと話は出ているのですが、1月30日までの公募の間に、今回議決をして皆さんに周知していただく議案の内容もしていただけるし、さらに管理自体も利用料金の中でやってくださいという方向でいって、さらに今の60万円の委託料も廃止の方向で考えていますということであれば、ある程度皆さん理解できるのかなと思いますので、この辺ですね、わかり

やすくちょっと説明願えたらと思います。まとめてですね。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 2番上原議員の質疑について説明いたします。

議員指摘のとおり、利用料の範囲内で管理をしていただくように考えておりますので、その方向性でもって、仕様書なりの作成をしていきたいというふうを考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 議案第55号、ちょっと関連づけてと言いますか、そもそもこのふれあい広場の使用目的と言うんですか、ある程度の大まかな使用目的があって、プロポーザルが出てくると思うんですけども、この辺の説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 5番與那議員の質疑について説明いたします。

古宇利ふれあい広場、食堂施設の設置及び管理運営に関する規則というのがありまして、その2条のほうに目的として、この施設は海産物等の食事の提供及び直売を初め、古宇利島の情報発信の場としての役割を有し、かつ観光産業に寄与し、地域の活性化を目指すことを目的として使われている施設です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 今の現状と言いますか、海産物直販等々を含めても、施設として雨が降ったら打ち雨もするし、風も吹き抜けると、この辺のもう少し販売所として、今帰仁のものが一番売れる場所だと思うんです。この辺についても改修できるのかどうか。新たにもう少し魅力ある施設に変わる余地があるのかと言うんですかね。その辺、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 古宇利ふれあい広場周辺施設につきましては、公の施設ということで、誰でも本来、朝市という形で参加できるような施設で、目的でつくられております。そういった観点から公の施設として位置づけて管理しているのですが、現状の中では議員指摘のとおり、そういう状況です。9月議会のほうにも一般質問があったんですけども、やっぱり補助金適正化法の関係上、今のところ屋根とか周辺の隔離とか、ちょっと今のところは難しいところであります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 この指定管理に関することですね。そぐわないと言いますか、関連づけての質疑になっていきますけれども、やっぱり今帰仁のものが一番売れるし、お客さんもまだまだふえるし、黙っていても来るような場所ですので、場所が悪ければ商品もきれいに見えなくて、売れる機会も損失するはずですよ。関連づけてで構いませんが、今後このような販売所、ちゃんとした販売所をつくる予定があるかと言いますか、考えがありますか。質疑いたします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時20分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時21分)

與那嶺幸人村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

今帰仁村の公の施設の管理に関する基本条例の一部の中で、今古宇利ふれあい広場の状況がございましたが、これについてある意味では改修とか、そういうものの計画はあるかと、1点目はですね。これについては先ほど経済課長からもありましたように、今の状況の中ではちょっと難しいのかなというふうに思っております。そして、ほかにこういう施設をつくる計画があるかということにつきましては、そ~れ、そしてリカリカワルミが建設されて運営している状況の中、しばらくはそういう状況は見守っていききたいなど、このように考えております。

○ **議長 東恩納寛政君** ただいまの5番 與那勝治議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番與那勝治議員。

○ **5番 與那勝治君** 脱線して、関連づけてということで、強くは求めておりませんが。強く求めておりますが。リカリカワルミも、もちろん魅力ある施設ですし、そ~れも魅力あります。ただ、古宇利という場所がどんな雑誌を見たって、古宇利は絶対出てきますので、今帰仁のものを売るために、村の施設として、ぜひあってほしいなという要望です。古宇利オーシャンタワーとか、ああいう施設も見ておわかりのとおり、ものすごくきれいなところで、商品単価も上がるし、魅力はとにかくあります。関連づけてなんですけれども、ぜひ、この辺は進めていってほしいところです。指定管理の中で、今リセットジャパンがやっていますけれども、販売方法としても今みたいな形でしか販売できないということになりますか。

○ **議長 東恩納寛政君** 島袋輝也経済課長。

○ **経済課長 島袋輝也君** 5番與那議員の質疑について説明いたします。

指定管理者の一つの営業になりますので、こちらからその方法形態をどのようにしたほうがいいのかというのは説明しかねますので、指定管理者の鋭意努力によって、販売努力をしていただきたいというふうに考えているところです。あと、今回の新しい募集に当たっては、今帰仁の特産物を全面的に取り扱っていただきたいというふうなものも仕様書の中には盛り込んで、しっかり、そのあたりについては指導をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **議長 東恩納寛政君** 「質疑なし」と認めます。

日程第5. 「議案第56号 今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番山城 太議員。

○ **9番 山城 太君** 議案第56号について質疑いたしますが、年々地域が広がってきているのですが、この広がった地域ですね。最終的にどのような構想を持っているのか。ただ保全、その現状維持なのか。それとも開発と言いますか、発掘して当時の面影を再現するとか、そういったお考えはないのか。その辺答弁を求めます。

○ **議長 東恩納寛政君** 与那 満社会教育課長。

○ **社会教育課長 与那 満君** 9番議員の質疑について説明いたします。

ただいまの件につきましては、今回新しく追加指定されたということですが、その中にこれから調査をしていって、発掘、そういった前提で、これから計画に入っていくところがございます。範囲指定が皆さんのほうに赤く地図が3枚目についていますけれども、そういう中で今回は19筆と、あと呉我山のシイナ城跡のほうで1筆、今後そういうふうなところで発掘をしていく予定には織り込んでいくところがございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後4時27分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後4時27分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 今の答弁で大体理解できましたので、今後ともさらなる地域が広がってくるとは思うんですけども、せっかくの先達たちの遺産ですので、保全しながら、また観光客等の誘致にも積極的に、この史跡を絡めて取り組んでいただきたいと思います。その辺の答弁求めて終了します。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質疑について説明します。

再度、国、県に調査を求めて、これから検討をしていきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

(延会時刻 午後4時29分)